

農地法第 3 条申請書

| No | 申請書         | 説明                                      |
|----|-------------|---|
| 必須 | 様式 1 - 1 甲号 | 3 部提出 (正本 1 部、指令書用に 2 部)                |
| 必須 | 様式 1 - 1 乙号 | 1 部提出                                   |
|    | 別紙 1        | 特例による場合                                 |
|    | 別紙 2        | 申請者が農地所有適格法人の場合                         |
|    | 別紙 3        | 申請者がその他の法人の場合 (農地法第 3 条第 3 項第 3 号該当の場合) |

申請書の添付資料 (申請者が個人の場合: No 1, 3, 4, 5 は必須)

| No | 添付書類   | 説明   |
|----|--|--|
| 1  | 登記事項証明書<br>(申請地に係るもの)  | 全部事項証明書に限る。<br>照会番号付き不動産登記情報による代替可<br>(発行日から 100 日以内、未使用の番号に限る。)   |
| 2  | 位置図 ※  | 申請地の位置及び付近の状況を示す図面 (住宅地図など) ※  |
| 3  | 現況地番図  | 法務局備え付けの公図の写しなど  |
| 4  | 譲受人の住民票の写し (本籍、<br>国籍等、在留資格又は特別永住<br>者である旨の記載があるもの)                                    | 譲受人が個人で、所有権移転の場合。市外在住の場合は必須。なお、農業<br>委員会が別に定める方法で、譲受人の国籍等、在留資格又は特別永住者で<br>あることを確認できる場合は省略可   |
| 5  | 本人確認書類   | 官公署発行の写真付き証明書 (運転免許証、マイナンバーカード等) 又は<br>それ以外の証明書 (健康保険証、年金手帳等 複数必要)   |
| 6  | 法人の登記事項証明書又は定款<br>若しくは寄附行為の写し  | 権利を取得しようとする者が法人の場合。農地所有適格法人への所有権移<br>転の場合は登記事項証明書 (外国会社の場合は設立の準拠法が記載された<br>もの) が必須。登記事項証明書を添付した場合は、定款又は寄附行為の写<br>しは省略可。  |
| 7  | 組合員名簿、株主名簿又は社員<br>名簿の写し  | 農地所有適格法人の場合  |
| 8  | 承認会社であることを証する書<br>面及び構成員の株主名簿の写し<br>(議決権の記載があるもの)                                      | 農地所有適格法人 (株式会社又は持分会社) のうち、農林漁業法人に対する<br>投資の円滑化に関する特別措置法第 5 条に規定する承認会社が構成員とな<br>っている場合  |
| 9  | 農地法第 2 条第 3 項第 2 号へに<br>該当する構成員と農地所有適格<br>法人との間で締結された契約書<br>の写しなど、同号へに該当す<br>ることを証する書面 | 農地所有適格法人のうち、農地法第 2 条第 3 項第 2 号へに該当する者 (そ<br>の農地所有適格法人に農作業の委託を行っている個人) が構成員となっ<br>ている場合   |
| 10 | 構成員の国籍等、在留資格又は特<br>別永住者であることを証する書<br>面 (法人の場合は設立準拠法の制<br>定国を証する書面)                     | (1) 農地所有適格法人が農地の所有権を取得しようとする場合、法人の総<br>議決権の 5 % 以上を有する株主又は出資総額の 5 % 以上を出資してい<br>る者について必要。<br>(2) (1) の者が個人の場合は 4、法人の場合は 6 の書類が必要 (4 又は 6 の<br>説明のとおり省略可)       |
| 11 | 理事等及び使用人の国籍等、在留<br>資格又は特別永住者であること<br>を証する書面  | 農地所有適格法人が農地の所有権を取得しようとする場合、理事等及び農<br>作業に権限並びに責任を有する使用人について、4 の書類が必要 (4 の説<br>明のとおり省略可)   |
| 12 | 農業経営受託規程   | 農業協同組合が農業経営の受託をする場合<br>ただし、同一の農業委員会の区域内の農地について権利を取得する場合に<br>おいて、前に提出した申請書に添付した農業経営受託規程に変更がないと<br>きは、年 月 日付け申請書に添付したものと同一である旨を申請書の<br>「その他参考となるべき事項」欄に記入すれば添付不要 |

|    |   |   |
|----|---|---|
| 13 | 使用収益権を有する者等の同意書 ※                       | 使用収益権を有する者以外の者が当該使用収益権を有する農地等の所有権を取得する場合申請前6箇月以内のもの（様式第1－8号） ※  |
| 14 | 使用収益権を有する者等の権原が差押等の執行後に設定されたことを証する書面 ※  | 使用収益権を有する者以外の者が当該使用収益権を有する地等の所有権を取得する場合 ※   |
| 15 | 当該使用収益権を有する地等の所有者の同意書                   | 当該使用収益権を有する地等の賃借権等を譲渡又は転貸する場合（様式第1－9号）  |
| 16 | 真正な権利者であることを証する書面                       | (1) 譲渡人等が登記簿の名義人と異なる場合<br>戸籍謄本等、除籍謄本等、遺産分割協議書、相続放棄申述受理証明書（登記官が認証した法定相続一覧図の写しでも可）<br>(2) 譲渡人等の住所等が登記簿の記載と異なる場合<br>戸籍の附票の写し、住民票の写しなど変遷のわかるもの                  |
| 17 | 単独申請できる場合に該当することを証する書面                  | ① 競売・公売の場合 期間入札調書又は特別売却調書<br>② 遺贈の場合 公正証書<br>③ 確定判決の場合 判決書<br>④ 裁判上の和解又は請求の認諾による場合 和解調書<br>⑤ 民事調停法による調停が成立した場合 調停調書<br>⑥ 家事審判の確定又は家事調停の成立した場合 家事審判書（又は調停調書） |
| 18 | 親権者であることを証する書面                          | 未成年者の申請の場合戸籍謄本等   |
| 19 | 営農計画書 ※                                 | （様式第1－10号） ※ 新規就農の場合は必須   |
| 20 | 現在耕作している農地等の面積を証する書面 ※                  | 住所のある市町の区域外にある農地等の権利を取得しようとする場合耕作者証明書（様式第1－11号）又は農地基本台帳記載事項証明書等 ※   |
| 21 | 農地の所有者と借り手の使用貸借による権利又は賃借権の設定についての契約書の写し | 農地法第3条第3項の規定（解除条件付貸借契約を結ぶこと等の要件を満たせば、農地所有適格法人以外の法人に使用貸借権又は賃貸借権に限って権利取得を認める）の適用を受けて許可を受けようとする場合は、様式第5号の2（同等の内容を定めるものであれば可）の写しは必須                             |
| 22 | 住民基本台帳における支援措置を受けている場合に支援を受けていることを証する書面 | 住民基本台帳事務における支援措置申出に係る「支援措置決定（変更）通知書等」の写し及び住民票の写し  |
| 23 | その他参考となるべき書類 ※                          | 農業委員会が必要と認める場合等<br>例）農地所有適格法人の場合 損益計算書の写し、総会議事録の写し等 ※   |
| 24 | 委任状                                     | 行政書士法等に基づいて代理人の名義で申請する場合（押印のあるもの）   |
| 25 | 返信用封筒等                                  | 許可書の郵送を希望する場合<br>レターパック又は送付に必要な切手を貼った封筒に、送付先を記入したものを提出  |

※ No2、No13、No14、No19、No.20及びNo.23の書類は、農業委員会が必要と認めた場合に添付する。